

資格喪失証明書

保険者名 保険者番号				記号		
				番号		
被 保 険 者	住 所					
	氏 名			性 別	男・女	
	生 年 月 日		昭和・平成・令和		年 月 日	
	基礎年金番号		-			
資格取得年月日		昭和・平成・令和		年 月 日		
退職年月日		平成・令和		年 月 日		
資格喪失年月日 (退職日の翌日)		平成・令和		年 月 日		
被 扶 養 者	氏 名	性 別	生 年 月 日	資格取得年月日 (被扶養者となつた日)	資格喪失年月日 (被扶養者として除外された日)	
	1	男・女	昭和 平成 令和	年 月 日	平成 令和	年 月 日
	2	男・女	昭和 平成 令和	年 月 日	平成 令和	年 月 日
	3	男・女	昭和 平成 令和	年 月 日	平成 令和	年 月 日
	4	男・女	昭和 平成 令和	年 月 日	平成 令和	年 月 日
	5	男・女	昭和 平成 令和	年 月 日	平成 令和	年 月 日

上記の通り証明します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

印

電話番号 () -

☆ 退職しても何らかの医療保険に必ず加入してください。

一般的には次の3つが考えられます。

- ① 退職前の健康保険を任意継続(最長2年間)する。(届出は資格喪失後20日以内)
- ② 家族の健康保険(国民健康保険を除く)に扶養家族として加入する。
- ③ 住所地の国民健康保険に加入する。

☆ 他の健康保険に加入されない方は、国民健康保険加入が義務となりますので、この証明書と次のものをお持ちのうえ、資格喪失の日から14日以内に市役所保険年金課又は各支所市民生活課に届け出てください。

- ・ 本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・ 個人番号のわかるもの【個人番号カード・通知カード等】(世帯主分・同一世帯に国保加入者がいる場合、加入者全員分)
- ・ キャッシュカードをお持ちいただくと口座振替受付(ペイジー)ができます。対象金融機関(山陰合同銀行・島根銀行・鳥取銀行・しまね信用金庫・米子信用金庫・中国労働金庫・ゆうちょ銀行・島根県農業協同組合)

(注意)1. 国民健康保険の適用開始日は届出日からでなく、以前お使いの健康保険の資格喪失日からとなります。

2. 国民健康保険料は、適用開始日の属する月から賦課されます。(届出が遅れたときは、最高2年間さかのぼります。)

☆ 国民年金に加入する必要がある方は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳または基礎年金番号通知書)をお持ちください。

※ すべての手続きに本人確認できるものが必要です

※ 国保の届出には加入者全員と世帯主のマイナンバーが必要です

(同一世帯にすでに国保加入者がいる場合、加入者全員のマイナンバーが必要です)

【国民健康保険に加入するとき】

届出が必要な場合	届出に必要なもの
勤務先の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書
ご家族の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
他の市町村から転入してきたとき	前年中の所得がわかるもの
子供が生まれたとき	
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

※保険料を口座振替でお支払いされる方は、キャッシュカードをお持ちいただくと口座振替受付(ペイジー)ができます。

対象金融機関(山陰合同銀行・島根銀行・鳥取銀行・しまね信用金庫・米子信用金庫・中国労働金庫・ゆうちょ銀行・島根県農業協同組合)

【国民健康保険をやめるとき】

届出が必要な場合	届出に必要なもの
勤務先の健康保険に加入したとき	国保の保険証・職場の保険証
勤務先の健康保険の被扶養者になったとき	国保の保険証・職場の被扶養者保険証
他の市町村に転出するとき	国保の保険証
死亡したとき	国保の保険証
生活保護を受け始めたとき	国保の保険証・保護開始決定通知書
外国人が出国するとき	国保の保険証

※ 保険料の還付が発生する場合は、後日指定口座へお振り込みしますので、口座番号のわかるもの(通帳・キャッシュカードなど)をご持参ください。

【その他の場合】

届出が必要な場合	届出に必要なもの
市内で住所が変わったとき	国保の保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯分離、世帯合併したとき	
就学のため住所を別に定めるとき	国保の保険証・在学証明書(学生証の写し)
保険証をなくしたとき	
保険証が汚れるなどして使えなくなったとき	使えなくなった保険証